

## PR キャラクター「エコわんこきょうだい」の利用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、別記の PR キャラクター エコわんこきょうだい（以下「キャラクター」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターの利用)

第2条 キャラクターの利用については、商業目的（キャラクターを商品、景品、広告宣伝等に利用する場合をいう。以下同じ。）により利用する場合を除き、特に許諾を要しない。

2 岩手県環境生活部長（以下「部長」という。）は、キャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、キャラクターを利用する者（以下「利用者」という。）にその是正を申し入れることができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する恐れがある場合
- (2) 岩手県の信用又は品位を害する恐れがある場合
- (3) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- (4) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たる恐れがある場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがある場合
- (6) キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせる恐れがある場合
- (7) キャラクターのイメージを損なう恐れがある場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの定められた色、形等の利用が適当でない場合
- (10) その他部長が不適当と認めた場合

3 部長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、キャラクターの使用を禁止することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認められる場合
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要する場合

### (商業目的の利用)

第3条 商業目的によりキャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ「エコわんこきょうだい利用申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて、部長に提出し、その許諾を得なければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる書類
- (2) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、部長が必要と認める書類

#### (商業目的の利用許諾)

第4条 部長は、前条に基づく利用申請があった場合は、その内容が第2条第2項に掲げる事項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許諾するものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の各項に定める営業を行う者が利用する場合

(2) 利用申請の内容又は責任の所在が不明瞭と認められる場合

(3) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認する恐れがあると認められる場合

(4) その他部長が不適当と認めた場合

2 前項の規定による許諾は、許諾番号を付した上で「エコわんこきょうだい利用許諾書」（様式第2号）をもって行うものとする。

3 部長は、第1項の規定により許諾する場合において、利用の条件を付すことができる。

#### (利用料)

第5条 キャラクターの利用料は、無料とする。

#### (遵守事項等)

第6条 利用者は、キャラクターを利用する物件の利用にあたっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故又は苦情等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに部長に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

3 第4条により許諾を受けた利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許諾された用途のみに利用し、利用条件に従うこと。

(2) 利用権を第三者に譲渡し、又は再利用を許諾しないこと。

(3) キャラクターにつき定められた色、形等を正しく利用し、規定外の展開等の応用利用はしないこと。

(4) キャラクターを利用する物件の完成見本を速やかに部長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

#### (利用期間)

第7条 キャラクターの利用を許諾する期間は、キャラクターの利用を開始する年度から起算して3年度を超えないものとする。

#### (利用期間の延長)

- 第8条 利用者は、利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を越えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ「エコわんこきょうだい利用期間延長報告書」(様式第3号)を提出するものとし、当該提出をもって、許諾を受けたものとする。
- 2 前項の規定に基づき、利用期間を延長する場合において、延長に係る利用期間は、当該利用期間の初日を含む年度から起算して3年度を超えることができない。

#### (許諾内容の変更)

- 第9条 利用者が、許諾されたキャラクターの利用の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「エコわんこきょうだい利用許諾内容変更申請書」(様式第4号)を部長に提出し、その許諾を得なければならない。
- 2 部長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合、その内容を審査の上、適當と認めるときは、これを許諾し、「エコわんこきょうだい利用内容変更許諾書」(様式第5号)を交付する。
- 3 第2条から第7条までの規定は、前項の場合に準用する。

#### (利用状況の調査等)

- 第10条 部長は、利用者に対し、キャラクターの利用状況について調査を行い、又はその利用状況を証する書類の提出を求めることができる。

#### (違反に対する処置)

- 第11条 部長は、キャラクターの利用がこの規程及び許諾内容(第8条の規定による期間の延長の許諾及び第9条の規定による変更の許諾があったときは、その期間延長後及び変更後のもの。)に違反していると認められる場合は、その旨を通知するとともに、その是正を求めるほか、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ぜることができる。
- 2 前項による通知を受けた者は、キャラクターの利用を直ちに中止するものとする。
- 3 第1項の規定による許諾の取消しは、「エコわんこきょうだい利用許諾取消書」(様式第6号)をもって行うものとする。
- 4 第1項の規定により許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件においてキャラクターを利用してはならない。
- 5 第1項の規定により、当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。
- 6 県は、第1項の規定による許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用の非独占性等)

第 12 条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与し、又は商品、利用者等について県の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 13 条 県は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用者がキャラクターを使用することに伴う経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第 14 条 県は、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用の取扱いについて必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 2 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。